添付資料（Ⅱ ファイルの概要(1)_提供先21以降）

提供先21	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の62の項
②提供先における用途	措置に要する費用の徴収
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先22	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の80の項
②提供先における用途	高額介護合算療養費の支給に関する事務 【基準日被保険者】
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先23	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の108の項
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先24	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の108の項
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先25	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の108の項
②提供先における用途	高額障害福祉サービス等給付費の支給
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の108の項
②提供先における用途	高額障害福祉サービス等給付費の支給
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先27	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の108の項
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先28	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の108の項
②提供先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先29	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の87の項
②提供先における用途	支援給付の実施
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先30	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の87の項
②提供先における用途	支援給付の申請に係る事実についての審査
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先31	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の87の項
②提供先における用途	職権による支援給付の開始若しくは変更
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先32	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の87の項
②提供先における用途	支援給付の停止若しくは廃止
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先33	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の87の項
②提供先における用途	支援給付に要する費用の返還
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先34	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の87の項
②提供先における用途	徴収金の徴収
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先35	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の94の項
②提供先における用途	住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先36	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の56の2の項
②提供先における用途	被災者台帳の作成
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先37	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の43の項
②提供先における用途	他の法令による医療に関する給付との調整（介護保険法）
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先38	国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の43の項
②提供先における用途	他の法令による医療に関する給付との調整（介護保険法）
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先39	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の2の項
②提供先における用途	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先40	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の3の項
②提供先における用途	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先41	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の81の項
②提供先における用途	他の法令による医療に関する給付との調整
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先42	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の109の項
②提供先における用途	他の法令による給付との調整（介護保険法）
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先43	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の109の項
②提供先における用途	他の法令による給付との調整（介護保険法）
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先44	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の5の項
②提供先における用途	船員保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先45	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の22の項
②提供先における用途	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（介護保険法関係）
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先46	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の97の項
②提供先における用途	他の法令による給付との調整
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先47	保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の97の項
②提供先における用途	他の法令による給付との調整
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先48	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の17の項
②提供先における用途	他の法令による給付との調整
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先49	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の33の項
②提供先における用途	高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先50	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の39の項
②提供先における用途	他の法令による療養との調整（介護保険）
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先51	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の39の項
②提供先における用途	高額介護合算療養費の支給の決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先52	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の39の項
②提供先における用途	傷病手当金の支給決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先53	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の58の項
②提供先における用途	他の法令による療養との調整（介護保険）
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先54	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の58の項
②提供先における用途	高額介護合算療養費の支給の決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先55	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の58の項
②提供先における用途	傷病手当金の支給決定
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先56	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の108の項
②提供先における用途	新高額障害福祉サービス等給付費の支給
③提供する情報	介護保険被保険者資格関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	千葉市に住所を有する被保険者および住所地特例者。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度